

2020年1月31日

各位

宮城県石巻市西浜町1番地2  
株式会社ヤマニシ  
代表取締役社長 長倉 清明

### 更生手続開始の申立てのお知らせ

当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し、更生手続開始の申立てを行いました(事件番号：令和2年(ミ)第1号)。これに伴い、東京地方裁判所より、監督命令、調査命令及び弁済禁止の保全処分が発令され、高井総合法律事務所の高井章光弁護士が監督委員兼調査委員として選任されております。

当社は、創業以来の伝統を基礎に、新造船事業、船舶修繕事業及び鉄構造物製造事業等を行ってまいりました。また、2011年3月に発生した東日本大震災からの復興に向け、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等のご支援のもと、事業を継続し、再建を目指してきました。しかし、業界的な造船不況により先行きが不透明な中、新造船事業の利益が伸び悩み、当社の資金繰り及び財務状態を好転させることが叶わず自力での再建が困難な状態となっています。このような状況を踏まえ、裁判所の関与の下、当社の事業の維持更生を図ることが当社の再建手法として最も適切であると判断し、本日、更生手続開始の申立てに至った次第であります。

本日まで格別のご理解とご支援ご協力をいただきながら、このような事態を招き多大なご迷惑をおかけ致しますことを伏してお詫び申し上げます。

今後、当社は、裁判所及び監督委員兼調査委員のご指導の下、また、更生手続開始決定後は管財人の指揮のもと、経営体制・財務体制の立て直しを行い、全従業員一丸となって一日も早い事業再建に全力を尽くす所存です。具体的には、当社は、既に当社事業を支援するスポンサーの選定に向けた準備に着手しており、本日以降、迅速に選定手続を進める予定です。なお、当社は、本日時点で既に当社事業を支援する旨の具体的な提案を受けておりますが、当該提案を含めて、可及的速やかに地域の造船クラスターとしての役割を果たすべく、最適なスポンサーを正式に選定する所存です。

また、当社は、今後の事業継続に向けて、メインバンクである株式会社七十七銀行様に対して、資金支援を依頼しており、これを踏まえ、今後新たに契約を締結することにより、同行からは、更生手続開始後の適切な時期に、当面の間に必要な資金について、新規のご融資(いわゆる DIP ファイナンス)の実行を受けることを予定しております。このよう

に、当社としましては、関係各所のご協力を得ながら、今後も事業を行って参りますので、何卒ご理解と引き続きのご協力ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

**【お問い合わせ先：更生対策室】**

- ・ 開設時間：平日 9 時～17 時
- ・ 電話番号：0225-82-5555
- ・ FAX 番号：0225-83-2713
- ・ メールアドレス：soumu01@yamanishi-miyagi.co.jp

以 上